

令和4年7月

第4回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和4年7月26日 午後1時21分

場 所 つるぎ町役場 本庁舎2階 委員会室

付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 議案第4号 非農地証明願の審議について

つるぎ町農業委員会会議録（令和4年第4回）	
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開会日時	令和4年 7月26日(火) 午後 1時21分
閉会日時	令和4年 7月26日(火) 午後 2時16分

議事録署名委員 1番 大西 昭 14番 西岡 勝幸

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 二宮 仁郎 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子

付議事件 別紙のとおり

【午後 1時21分 閉会】

事務局（二宮事務局長）

委員の皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中またお暑い中、令和4年第4回つるぎ町農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

それでは、つるぎ町農業委員会会議規則第6条により会長が議長を務めることとなっておりますので、これよりの議事進行につきましては桑平会長にお願いいたします。

会長（桑平 稔）

皆さん、こんにちは。

先日、令和4年第4回つるぎ町農業委員会総会の招集をしましたところ、委員各位のご出席を賜りありがとうございます。

毎日暑い日が続いております。

また、新型コロナウィルス感染症につきましても、第7波に突入し、全国的に感染者数が日々増加しております。

委員の皆さんにおかれましては、今後もマスクの着用に手指消毒を行い、不要不急の外出もなるべく控えて、引き続き感染対策を心掛け、体調管理には充分ご留意ください。

それでは、ただ今から令和4年第4回つるぎ町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員 14 名のうち、半数を超える委員さんの出席をいただいており、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定によりまして、会議は成立しております。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第 2」までござります。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきます。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

議長（桑平 稔）

はじめに、「日程第 1 会議録署名委員の指名」についてですが、会議規則第 18 条の規定により、議長の私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員は「議席番号 1 番 大西委員」と「議席番号 14 番 西岡委員」の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、担当地区の小栗委員さんより調査結果の報告をお願いするところですが、本日の総会欠席のご連絡をいただいておりますので、代わりまして議長の私より報告をさせていただきます。

議長（桑平 稔）

1番の申請について、7月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の3ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、広面積の急傾斜地であり進入路もなく耕作不便ではありますが、全体的に肥料用のカヤ・ススキが生い茂っており、一部にはワラビ

も生育しています。

今回の申請は、譲渡人が町外在住で管理に苦慮していたところ、地元在住の親戚になる譲受人に管理をしてもらうこととなり、贈与による所有権移転をするものです。

権利取得後は、これまでと同様に肥料用のかや・ススキ、ワラビ畑として全体的に利用する計画です。

農薬は使用しないので、地域周辺への悪影響がない旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして2番の申請について、浅川委員さんお願いいたします。

浅川虎夫委員

2番の申請について、7月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の17ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、柿畠と季節野菜の作付けがされており、きれいに管理されていました。

今回の申請は、後継者となる別世帯の娘夫婦が譲受人であり、贈与により

所有権移転をするものです。

権利取得後は譲渡人所有の農機具等を利用し、既存の柿畠を引き続き管理し、自家消費用の季節野菜を作付けする計画です。

被害が起こらぬよう万全を期して耕作を行う旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして、3番の申請について、大西委員さんお願いいたします。

大西昭委員

3番の申請について、7月12日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の30ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、休耕畠の状態でありました。

今回の申請については、譲渡人が相続により取得した申請地の管理に苦慮していたことに加え、申請地が譲受人の実家の裏側に所在しているということもあります。双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

譲受人は、今年4月に相続により農地を取得しており水稻の作付けを計画しています。申請地については、権利取得後、全体の草刈りを行い、季節野菜の作付けを計画し全ての農地の耕作に専念し、効率的利用に努めること

です。

地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守し、農地の利用調整に協力するとともに農薬の使用方法等についても取り決めに従い、被害が起こらぬよう万全を期して耕作を行う旨、附記されています。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして4番の申請について、柴田委員さんお願ひいたします

柴田純二委員

4番の申請について、7月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の47ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、きれいに管理されていました。

今回の申請は、県外在住の譲渡人が今日まで今回の申請地を管理してくれている●●に贈与による所有権移転をするものです。

権利取得後は、これまでと同様に既存のみかん・さくらんぼ・柚子の木にウドや栗等を管理しながら引き続き、自家消費用の季節野菜を作付けする計画です。

被害が起こらぬように万全を期して耕作を行う旨、附記されております。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして5番の申請についてですが、申請地が2地区に分かれておりまして、現地調査については、浅川委員さんと塩田委員さんに行っていただきました。

報告については、一括して塩田委員さんにお願いいたします。

塩田勇委員

5番の申請について、7月13日に事務局と現地調査を行いました。

申請地の所在については、●●●と●●の2地区に分かれています、地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

まず、東久保の申請地については、会議資料の65ページの位置図のとおりで、現地調査は担当地区の浅川委員さんに行っていただきました。

●●●の申請地の現況については、休耕田畠がほとんどでしたが、一部花畠としてきれいに管理されていました。

続いて、●●の申請地については、会議資料の78ページの位置図のとおりで、現況については、一部休耕畠もありましたが、ほとんどは●●●●●●●を作付けしております。

今回の申請は、譲渡人である●が、譲受人である●に●●●●●●●の

経営拡大を含む事業継承で贈与による所有権移転をするものです。

権利取得後は、自己所有の農機具を使い、●●●の申請地においては、季節野菜や果樹の作付けをする計画であり、●●の申請地においては、休耕畠にも●●●●●を作付けし、面積を広げていく計画です。

地域周辺への悪影響がない旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた
担当地区委員さんの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局より説明が終わりました。

担当地区の小栗委員さんより調査結果の報告をお願いしているところであります。本日欠席でございますので、代わりまして議長の私より報告をさせていただきます。

それでは坂本委員さんお願いいたします。

議 長 (桑平 稔)

1番の申請について、7月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の85ページの位置図のとおりであります。

農地区分は、第2種と判断しました。

申請者は、町内で●●●●●を営む会社の代表取締役で、これまで利用していた資材置場の賃貸借契約が終了し土地を明け渡したため資材置場が無い状態となりましたが、会社の西側に隣接する現在は休耕田である今回の申請地を賃貸借する話が整い、申請があがつたようです。

許可後の転用に係る工事については、造成は現況有姿のままクラッシャーランを敷きつめ整地して資材置場として利用します。

取水は発生せず、雨水排水については自然浸透とします。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

議 長 (桑平 稔)

私からの代理報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」をお諮り致します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。

以上で説明を終わります。

議長（桑平 稔）

事務局より説明が終わりました。

それでは、全案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第3号農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することに決定いたしました。

議案第4号 非農地証明願の審議について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第4号 非農地証明願の審議について」をお諮りします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第4号 非農地証明願の審議について」は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案審議は終了しました。

委員の皆さん、その他ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご意見、ご質問ともないようですので、以上をもちまして、令和4年第4回つるぎ町農業委員会総会を閉会いたします。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

【午後 2時16分 閉会】

議長 桑平 稔

会議録署名委員 1番 大西 昭

会議録署名委員 14番 西岡 勝幸